

現代農家の様相

— 資料からみた離農問題の現局面 —

松岡隆二

1. 課 題

昭和30年代後半以降の高度経済成長に伴いながら農業的土地利用と都市的土地利用の競合は具体的には農地潰廃現象となって現われている(註1)。それは地価(殊に農地価格を指す)の上昇により一層の拍車をかけ、特に都市近郊地域ではスプロール化を招いている。

地価上昇の根本的要因は果して農業側にあるのか、それとも非農業側にあるのか、さまざまな論議を呼ぶところであるが、おおむね高度経済成長期以前においては非農業側に求め、成長期以降では農業側に原因がある場合も少なくないと考えるべきであろう。

この小論では、農家の実態を理解する上においても、或は都市近郊の農地価格の側面的な上昇要因ともからみ合わせながら、高度経済成長期以降の農家の一般的志向、農家経済の動向、農村労働力の動向などの三点から統計資料に基づいて概観する。

(註1)

伊藤郷平・高野史男共編『社会の発展と地理学』107頁、1971。

2. 離農問題をめぐる農家意識

我国の農家は、農業経営についてどのような将来性をもっているのだろうか。ここで離農志向の有無および農外志向農家の志向の二点について概観する。

表1は、離農志向の有無について示した。これによれば都市近郊では農業をやめたい農家27.3%、縮少したい農家31.8%、継続したいとする農家37.9%、その他3.3%。その他という農家は条件

表1. 農外志向農家の経営方向 (%)

	できれば 農業をやめたい	規模を 縮小したい	農業は このままやりたい	わからぬ・不明
都市近郊	27.2	31.8	37.9	3.3
平地農村	12.2	12.2	68.0	7.5
農山村	18.6	11.5	61.0	8.9
山村	30.0	10.2	52.3	6.8
計	20.1	14.4	58.2	7.2

(出所) 福武直著『日本農村の社会問題』112頁、1969。

次第では離農してもよいと考えているものと推測するならば、離農希望者は縮少希望者も意図的には同質(註2)と見なし、

結局 6 2.3 %に及ぶ。これとは反対に農山村や山村では、やはり継続したいと考える農家は半数を上廻っている。しかし、この指数をそのまま充当することは後述の如く若干不適切である。

次に、表 2 は農業をやめても生活できる場合の農外志向農家の志向である。これによると、好きだ

表 2. 農外志向農家の志向（農業をやめても生活できるばあい）（%）

	好きな仕事 だからやめぬ	老後の保障が 心配でやめぬ	農 業 は やめてもよい	そ の 他	わからぬ・ 不 明
都市近郊	12.1	24.2	63.7	—	—
平地農村	30.6	36.8	23.8	3.4	5.4
農 山 村	19.2	29.5	42.3	3.9	5.1
山 村	13.6	22.7	55.7	3.4	4.5
計	20.8	29.8	42.0	3.1	4.4

（出所）福武直・前掲書・113頁

から継続する
という農
家はわずか
12.1%に
すぎず、
87.9%の
農家はやめ
たい、或は

老後保障のために継続するという農家である。老後保障のため継続するという農家は完全な財産保全と解釈できる。これは農山村や山村においても同じ傾向にある。その上、農地の流動化が極めて少ない（註 3）ことは、やはり土地保有の有利性、すなわち土地の財産的保有が最も安全有利なものであることを農家自身が認識しているものと仮定しても過言ではない。換言すれば、土地の財産的保有は恵条件によっては土地の売却意識があるものと推察されうる。また、一概に都市近郊と言っても大都市近郊と地方都市近郊とでは、その志向は社会的かつ心理的に若干の相違がみられ、大都市近郊ではより一層離農志向は強い。

なお、実際離農した世帯の離農時の土地処分の形態については（49年度全国平均）貸しつけ 28 %、放棄 17 %、売却 32 %（そのうち農地として売却 15 %、非農地として売却 18 %）、借入地返還 8 %、その他という割合である。

（註 2）

離農と縮少とは意図的にも同様であるとした理由は、縮少された農地を財産保全として残留させるか、或は売却意識があるものと推測できるからである。

（註 3）

農地の流動化が微少である理由には、農地法による耕地移動の制約も一つと考えられるが、それよりも人口の都市集中が及ぼす宅地需要の増加、或は農外産業の地方進出によるいわゆる地方都市までの普遍化に伴う地価上昇への期待が大きな理由と思われる。

3. 所得格差からみた離農志向

では次に農家世帯と非農家世帯の所得格差の面から眺めてみる。

表 3 は、農家と勤労者世帯の所得および家計費を比較したものである。この表の把握の前提として

表 3. 農家と勤労者世帯との所得および家計費の比較（全国平均）

（単位：千円，％）

			40年度	45	48	49	50	対前年 増加率
所得比較	農家	農家総所得(A)	835.1	1,596.4	2,685.5	3,400.3	3,960.7	16.5
		世帯員1人当たり可処分所得(B)	146.8	300.3	515.9	664.6	783.1	17.8
	勤労者世帯	実収入(a)	797.3	1,390.5	2,048.4	2,584.5	2,895.8	12.1
		世帯員1人当たり可処分所得(b)	177.2	327.8	483.6	616.5	693.6	12.5
	勤労者世帯 に対する農 家の比率	世帯当たり所得(A/a)	104.7	114.8	131.1	131.6	136.8	—
		世帯員1人当たり可処分所得(B/b)	82.8	91.6	106.7	107.8	112.9	—
世帯員1人当 り家計費比較	農家	115.5	236.8	380.5	467.6	546.4	16.9	
	勤労者世帯	139.7	248.6	359.5	444.9	510.4	14.7	
	勤労者世帯に対する農家の比率(%)	82.7	95.3	105.8	105.1	107.1	—	

（備考）家計費は住居費のうち家賃、地代、設備修繕費、減価償却費を除いたものである。

（出所）家の光協会『日本農業年鑑』293 頁、1977。

考慮しなければならないことは、仮に 50 年度についてみた場合、総農家の 62% は第二種兼業農家が含まれ、水準を押上げていることであり、中小零細規模の専業農家では依然として勤労者世帯より低い水準となっている。さらに都市近郊と農山村地域とでは、またその割合も異なり、前者がその比率を上廻っている。

ここで 40 年度と 50 年度を比較すると、40 年度では農家総所得 835,100 円、一人当たり可処分所得 146,800 円に対して、勤労者世帯の実収入 797,300 円、一人当たり可処分所得 177,200 円であった。この年では勤労者世帯が農家世帯より 37,800 円下廻り、一人当たり可処分所得では 30,400 円上廻った。しかし、50 年度になると農家総所得 3,960,700 円、一人当たり可処分所得 783,100 円。勤労者世帯の実収入 2,895,000 円、一人当たり可処分所得 693,600 円と農家総所得が勤労者世帯実収入よりも 1,065,700 円上廻り、一人当たり可処分所得でもやはり農家が 89,500 円上廻るようになった。

次に、農業粗収益（全国一戸当り平均）をみると、48 年度 1,410,700 円、49 年度 1,776,800 円、50 年度 2,080,600 円であった（註 4）。そこでこの数値を先の表 3 に当てはめると、仮に 48 年度では 1,274,800 円、50 年度では 1,880,100 円が農外収入で得られたものである。このように総所得の中で農外収入の占める割合は約 45% に達している。これは全国平均であり、都市近郊に集中する 1.5 ha 未満の小規模農家では実に農業所得よりも農外所得が上廻っている。これをさらに 0.5 ha 未満の零細農家経済についてみると、表 4 に示すように、40 年半ばになると、一つに労賃、俸給収入で家計費が賄われ余剰もできるほどになった。すなわち、零細農家では農業依存率は低下の途をたどり、家計費補充的機能を果さなくなってきたおり、反対に恒常的賃労働等の増加が

表 4. 0.5 ヘクタール未満の農家経済（都府県 1 戸当たり平均）

（単位：千円，％）

	35 年度	40	42	45	48	49	50
労 賃 ・ 俸 給 収 入 (A)	230.0	482.2	659.2	1,103.8	1,812.2	2,336.3	2,573.2
家 計 費 (B)	338.4	606.4	797.2	1,182.4	1,802.7	2,239.2	2,559.6
労 賃 収 入 余 剰 (A)－(B)	▲108.4	▲124.2	▲138.0	78.6	9.5	97.1	13.4
雇 わ れ 兼 業 依 存 度	61.8	70.5	72.5	81.0	80.7	81.5	80.5
農 業 所 得 に よ る 家 計 費 充 足 率	23.6	15.0	16.8	10.7	11.0	10.1	10.8
農 業 依 存 度	21.4	17.8	14.8	9.3	8.8	7.9	8.7
就業形態 { 農 業	49.7	35.1	29.1	24.3	22.3	22.5	23.6
別の割合 { 恒常的賃労働・職員勤務	34.3	44.0	49.8	51.8	56.3	58.3	58.5

（備考）労賃・俸給収入には出稼収入を含まない。

（出所）家の光協会・前掲書・301頁

目立つようになった。

兼業農家は滞留、或は増加現象を示しているが離農という形は意外に少ない。兼業所得が家計費を上廻り、農業所得をも農家経済余剰にまわすことができる所得増大的兼業農家が増加している。離農しても生計維持の可能なこの種の兼業農家がなぜ兼業農家として滞留するかは、やはり経済的必然性はさることながら、農家総所得の増大と安定性・有利性を彼等自身が自覚しているものと思われる。また、農家の財産形成という点でも地価騰貴による農地の資産価値の上昇の外に動産による財産形成も進んでいる。経済企画庁の「経済要覧」によると、全国全世帯の一世帯当りの貯蓄総額は40年度760,000円、49年度2,700,000円であるのに対し、農家一戸当りの貯蓄総額では40年度890,000円、49年度には4,460,000円と大幅な上昇を示した。こうした格差が生じた原因は農家の方が貯蓄性向が高いこととともに、一部には不労所得の影響も含まれるものと考えられる（註5）。

もとより兼業化の要因は農家経済の自立・安定性をはかることにある。換言すれば、農業所得だけでは自立・安定化をはかることが難しく兼業化せざるを得なかったからである。しかし、ここで留意しなければならないことは、そのパターンである。すなわち、高度経済成長に伴って企業誘致の拡大とともに農地の一部、或は全部が売却され地元農村労働力を非農業側が雇用することは、あたかも条件的必然的となり農業側にとっては農業所得プラス農外所得、或は極一部には農地売却益という形態の兼業化が増大した。このように考えると農家は非農業側に半ば強制的に農地売却に踏切ったというよりも、むしろ農家経済の自立・安定性さらに向上をめざして農家自身の意志によるものも少なからず含まれるものと解釈できよう（註6）。これとは反対に新都市計画法下で市街化区域内の農地の宅地並課税の重負によって売却を余儀なくされた場合（註7）もあるが、これは促進要因の一つとして考えるのが妥当であろう。なぜならば、この計画法の制定は昭和44年であって、先の表に見るよ

うに当時既に農業所得よりも農外所得の方が上廻っており、それより以前に農家は農地の財産的保有意識が芽ばえていたか、或は既に働いていたものと解し得るからである。

(註4)

家の光協会『日本農業年鑑』295頁、1977。

(註5)

柏祐賢・坂本慶一編著『戦後農政の再検討』110頁－120頁、1978。

(註6)

①農地の一部を売却して投資した型の事例

——志木駅近くで農業を続ける三上重勝氏は田50a、畑1haを持ち、このあたりでは精農家である。三上氏も5年程前に畑地20aを売却してアパート1棟と貸家3軒を建てた。アパートは会社の寮に貸しており、家賃は全部で月額10万円である。便利の良い場所だけに不動産屋が毎日のように来るが、三上氏はこれ以上農地を売却する意志はない。「3億円近い土地で年に100万円ぼち稼ぐのは考えてみれば馬鹿げています。しかし百姓は食っていれば貧乏暮しでよいですよ。大金が入れば勤労意欲はなくなるし、子孫のためにも良くない。第一大金を手にしたところで商人ではないし、金の運用を知らないから失敗するに決まっています。それに土地は今売らなくてもいつでも売れますからね」と言う。農家のこうした手堅さは値上げを待つ売り惜しみである。志木駅周辺には約30社の不動産業者が店を出しているが、どこも土地の入手難で今では家の転売の手数料などでどうにか経営している状態。15年間にわたり建売り住宅を手がけてきた三成建設では「皆農業を続けているのは、これまでの生活のテンポを狂わせないためで、頭の中はあそこがいくらで売れたから、うちの土地はいくらだ、まだまだ上がる、今売ったら損だという計算でいっぱいですよ」と言う。(朝日新聞土地問題取材班『土地の病理』179頁、1974)

②所得格差による零細農家離農の事例

——町田市鶴川地区では、かつては米麦や蔬菜などを作っていたが、これといった作物はなく農業収入は1日1人当たり100円程度で所得税を納める農家は殆んどなかった。このためどの農家の主人も土木現場などに働きに行き、1日、1,000円程度の日傭取りをした。同地区に住む農民運動生残りの下野佐一氏は「土地があるから生活保護こそ受けなかったが、どの農家もそのようだった。皆経済成長についていけない農業に絶望して土地を手放したのです」と言う。(朝日新聞土地問題取材班・前掲書・168頁)

(註7)

一例に、清水市三保地区では都市化の波を強く受けながらも温室農家を中心に市街化区域編入を強く反対してきた。また、近郊園芸で名をなした堺市の湊・石津地区など酪農・園芸部門で自立経営農家の水準にあった多くの農家が市街化区域に編入されて貧農切り捨てと同様な運命にあった。(松井貞雄稿「農業の近代化」・社会の発展と地理学・所収)

4. 農村労働力減少からみた離農要因

経済の高度成長は従来の農村潜在失業人口の吸収にとどまらず、農業労働力の支柱（主に後継者）まで吸収して労働力不足を招いている。換言すれば、農業人口補充率は年々減少し、特に若手労働力の非農業部門への流出は目立ち、殊に新卒就職者中の農業就業率は一段と減少の途にある。そしてこの現象は特に小規模零細農家に見られる（註8、註9）。

経済が発展するとともに農業労働人口が減少するのは一般法則であり、あらゆる国においても共通して言えることである。農業労働力の減少は、農耕依存率の低下となり雑耕農地や遊休農地の増加となる。すなわち、農家兼業化→農業労働力減少→耕作放棄→農地転用・売却という過程が想定され、農地潰廃→農家兼業化という過程はおおむね考えられないことである。

（註8）

農業就業人口の推移（伊藤・高野共編・前掲書・109頁）

基幹的農業従事者の年齢別および性別構成割合、農家の就業状態別世帯員の推移（農林省『農業白書付属統計表』49年度版）ほか参照。（図表省略）

（註9）

参考までに柴田得衛氏（『現代都市論』159頁－160頁）の所見を紹介すると次のようである。

最も正確とする5年毎の国勢調査にしてもその調査時点10月1日を考えると農業労働の季節性という壁につきあたる。（中略）農繁期の10月から農閑期の1月にかけて最近では400万人も減る。もし国勢調査などの統計調査を1月か2月現在で行なえば、実際の数字にかなり相違をもたらし、日本の農村人口の対全国比は昭和30年に4割を割り35年には3割、41年には2割を割って急速な減少をしてきたと言えそうである。一言に農村人口と言っても、その質的内容の変化を無視することはできない。日本でも専業農家が戦後300万戸余から最近はその3分の1に減少し、兼業農家が反対に260万戸から2倍近くに増えている。農村における自動車の普及は地方都市における周辺交通網の広がりといまって農村から都市への通勤や買物を容易にし、その結果従来の農村人が恒常的賃労働者として通勤し、朝夕、或は休日に自宅の田畑を耕す、しかし、それも農業統計上ではやはり農業従事者として算入されているといった例が多く出ている。すなわち、量的にも質的にも農業人口は減少しており、逆に言えば都市人口があらゆる形で増えていることである、と指摘する。

5. 結 語

地価上昇に非農業側が拍車をかけることはあっても、必ずしもその要因を非農業側の買いあさり行為だけに求めるわけにはいかない。これまでに考察したように、農家の所得向上或は非農業側との所得格差是正（註10）による兼業化、さらに、かかる兼業化による農業労働力の減少。こうした背景の中で農家は農地に対する保有意識志向に変化をみせてきた。この点においても地価上昇要因の一つとして取上げることができる。すなわち、換言すれば、所得不均衡→兼業化→農耕依存率の低下→耕

作放棄→離農→農地転用・売却・貸付という過程の中で農地の財産的保有意識が育て上げられてきていると言っても過言ではない。

この小論では、あくまでも主に都市近郊農家の現状を資料に基づいて考察したにすぎないが、我国の農業経営の将来を考えるといささか不安である。それは農業労働人口の減少、低すぎる農業収入への対策が乏しいからである。一言に、労働等価の報酬が保障（労働等価の価格保障）されることが望まれる。例えば、現下では米に対しては保障されているが、これを外の農産物にも目を向けなければならない。また、広域的な計画生産と出荷方法についても今後十分に検討を重ねなければならない。さらに輸入物と内国産の需給バランス政策をとらない限り安心した農業経営はできない。安定かつ見通しの明るい農業経営が約束されるなら農業労働人口の非農業部門への流出は少なからず歯止めがかかるものと思われる。

（註 10）

同一労働時間当りに対し、農業は重労働であるにもかかわらず満足のできる収入が得られず、反対に非農業部門ではそれがはるかに高い。